犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成25年８月12日　函館地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ハの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成24年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成25年８月12日

３　終了を決定した理由

資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の特別支給等を行ったところ、その支給等に係る額が犯罪被害額に達せず、今後も新たに給付資金を保管することとなる見込みがないため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒040―0031　北海道函館市上新川町１番13号

函館地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0138―41―1209

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（函館地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（函館地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社まるみつ

２．代表者の氏名　代表取締役　太田　　啓

３．住所　長野県諏訪市諏訪一丁目３番11号

４．仮配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　28,853,000円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額　2,214,000円

※配当に当たっては、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付手続きに要した費用を控除した額について配当を実施する。

平成25年８月12日

関東財務局長　坂本　正喜

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社まるみつ

２．代表者の氏名　代表取締役　太田　　啓

３．住所　長野県諏訪市諏訪一丁目３番11号

４．権利の実行の対象となる発行保証金の額　28,853,000円

５．意見聴取会の期日

平成25年８月27日（火）午後４時

６．意見聴取会の場所

長野県長野市旭町1108

関東財務局長野財務事務所会議室

７．上記の者の発行保証金について権利の申立てをした者、債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成25年８月12日

関東財務局長　坂本　正喜

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第３０１７０号

広島県江田島市沖美町美能760番地３

申立人　八島　忠世

本籍広島市中区基町１番地、最後の住所広島市中区基町18番１―1055号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成24年８月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大連市、出生年月日昭和11年３月29日、職業不詳

被相続人　亡　八島　修身

事務所広島市中区基町６―78　リーガロイヤルホテル広島10階

相続財産管理人　弁護士　村上　香乃

広島家庭裁判所

平成２５年（家）第６７号

愛媛県松山市三町１丁目４番35号

申立人　坂本　末記

本籍愛媛県松山市桑原７丁目453番地、最後の住所愛媛県松山市桑原７丁目３番52号、死亡の場所不詳、死亡年月日平成24年10月１日頃から10日頃までの間、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和39年11月21日、職業無職

被相続人　亡　坂本　　誠

愛媛県松山市星岡５丁目14番７号、事務所愛媛県松山市生石町671番地１マドカビル１階

相続財産管理人　司法書士　水野　敦子

松山家庭裁判所

平成２５年（家）第７２０３号

福岡県福岡市南区清水２丁目１番49号

申立人　田村　公隆

本籍福岡県福岡市博多区石城町266番地、最後の住所福岡県糟屋郡志免町志免東４丁目１番１号、死亡の場所福岡県糟屋郡志免町、死亡年月日平成25年３月14日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和５年１月20日、職業無職

被相続人　亡　日野　昭雄

事務所福岡県福岡市中央区舞鶴１丁目１番10号天神シルバービル204

相続財産管理人　安藤　　功

福岡家庭裁判所

平成２５年（家）第９０５５号

北九州市小倉北区城内１番１号

申立人　北九州市長　北橋　健治

本籍北九州市若松区大字修多羅447番地６、最後の住所北九州市若松区中畑町13番18号、死亡の場所北九州市若松区、死亡年月日平成24年１月12日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和23年１月24日、職業不明

被相続人　亡　白石　幸枝

事務所北九州市小倉北区田町14番28号　ロイヤービル６階　ひびき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　油布　　剛

福岡家庭裁判所小倉支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第４６４号

岩手県盛岡市神明町８番18号

申立人　弁護士　安達　孝一

本籍岩手県盛岡市肴町109番地、最後の住所岩手県盛岡市材木町７番34―406号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成20年10月21日頃から31日までの間、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和33年４月21日、職業不詳

被相続人　亡　細川　裕美

催告期間満了日　平成26年２月24日

盛岡家庭裁判所